

三井住友・年金プラン30

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ② 内外の株式・債券に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。
- ③ 標準的な資産配分および各資産の変動幅を定め、その範囲内で運用を行います。

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	30%	25%	35%
国内株式	20%	12.5%	30%
外国株式	10%	5%	15%
債券および短期金融資産	70%	65%	75%
国内債券	60%	45%	70%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

- ④ 委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないことを基本とします。

<各マザーファンドの投資方針等>

国内株式マザーファンド(B号)

主として日本の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX(東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

国内債券マザーファンド(B号)

主として日本の公社債に投資し、中長期的にNOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

外国株式マザーファンド(B号)

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

外国債券マザーファンド(B号)

主として世界主要先進国の格付けの高い公社債に投資し、中長期的にFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

2.主要投資対象

国内株式マザーファンド(B号)
国内債券マザーファンド(B号)
外国株式マザーファンド(B号)
外国債券マザーファンド(B号)

3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、35%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、30%以下とします。

4.ベンチマーク

以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数

TOPIX(東証株価指数、配当込み)	20%
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	10%
NOMURA-BPI(総合)	60%
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	10%

5.信託設定日

2000年9月19日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年3月6日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.99%(税抜き0.9%)
内訳:委託会社 年0.43%(税抜き)
販売会社 年0.39%(税抜き)
受託会社 年0.08%(税抜き)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・年金プラン30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・年金プラン30

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として3月6日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。
- ③ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・年金プラン30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・年金プラン30

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

④ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・年金プラン30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。